

地域の青少年声掛け運動実施要綱

(目的)

第1条 静岡県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、地域における「人づくり」の視点から、地域の大人が青少年に関わりを持つことが、青少年の健全育成に寄与すると考え、「もっと大人が青少年にかかわろう！」を合言葉に、声掛け運動を県民総ぐるみの運動に発展させることを目的として、「地域の青少年声掛け運動」（以下「声掛け運動」という。）を実施する。

(定義)

第2条 声掛け運動とは、地域で生活している青少年に、周りの大人の誰もが、温かなまなざしを向け、声を掛け、自然な形でかかわることを言う。

(協力機関)

第3条 声掛け運動の協力機関を市町及び市町教育委員会とする。

(事務局)

第4条 声掛け運動の事務局を県教育委員会社会教育課に置く。

(推進事項)

第5条 県教育委員会及び協力機関は、次の方法により、県民に対する運動の周知と参加の促進に努めるものとする。

(1) 県教育委員会

ア 全県民を対象に、県民だよりやインターネットによるほかテレビ、ラジオ等のメディアを活用した広報活動を行うとともに、協力機関との連絡・調整を図る。

イ 関係する機関・団体を対象に、参加を働きかける。

(2) 協力機関

市町及び市町教育委員会は、市町民及び自治会等青少年健全育成に関わる団体を対象に、あらゆる機会をとらえてメディア等を活用した広報活動を行う。

(連携・協力)

第6条 県教育委員会及び協力機関は、連携を密にし、情報交換を行うとともに、参加者の活動状況（事例等）の把握に努めるものとする。

2 県教育委員会及び協力機関は、広域（複数の市町等を対象）の広報活動、実践活動等を行う場合には、当該協力機関等の連携、協力の上実施するものとする。

(参加者)

第7条 声掛け運動への参加者は、本運動の趣旨に賛同する県民とする。

(参加者の受付等)

第8条 県教育委員会及び市町教育委員会は、参加者の受付及び報告を行う。

2 参加者から申込みがあったときは、可能な限り氏名・住所を確認するよう努めるものとし、地域の青少年声掛け運動参加申込書（様式第1号）により受け付け、個人登録を行う。

- 3 登録と同時に実行章（バッジ）を交付し、参加者としての心得等の説明を行う。
- 4 県教育委員会及び市町教育委員会は相互に、参加者の状況を年2回（10月末及び3月末）地域の青少年声掛け運動参加者報告書（様式第2号）により報告するものとする。
- 5 県教育委員会及び市町教育委員会は、参加者の活動状況を取りまとめ、県民に知らせるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、声掛け運動の実施に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月7日から施行する。